

令和7年1月10日

第2回「青森市豪雪災害対策本部」 本部長指示

このたびの豪雪により被害を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

本市としては、令和6年12月28日に豪雪対策本部の設置、さらには、令和7年1月4日に豪雪災害対策本部を設置し、全庁体制で豪雪対策を総合的に実施しているところです。

しかしながら、気象庁の気象観測データによると、年末年始の積雪値が歴代最多の139センチメートルとなり、今後の気象見通しにおいても、断続的な降雪が見込まれております。

本市においては、これまでも市民の皆様への雪対策支援を行うとともに、道路交通の確保に努めてまいりましたが、このたびの災害救助法の適用を受け、一層の除排雪作業や積雪による家屋倒壊等の事故を未然に防ぐこと、また、来週から小中学校が始業することから児童生徒の通学に支障を来たさぬよう万全を期すため、以下の通り指示します。

○生活道路の除排雪については、引続き早急に未完了路線の作業を進めること。また、幹線道路についても必要に応じて除雪作業を進めるとともに、排雪作業により道路幅員を確保するなど、渋滞緩和対策を徹底すること。

○屋根雪の積極的な状況把握のため、町会・町内会長や民生委員との協力体制を強化するとともに、災害救助法の適用を受け、救助が必要な高齢者世帯等に対して、屋根の雪下ろし等の雪処理支援に全力で取り組むこと。特に、職員によるスノーレスキュー隊については、1月11日（土）から13日（月）の3連休も出動すること。

○1月15日の小・中学校の冬季休業明け、また、1月18日・19日の大学入学共通テストに向けて、通学路及びアクセス路線の除排雪を徹底すること。

○市民の安全確保のため、必要がある場合は速やかに避難所を開設するなど、万全の対策を講ずること。

○市所管施設の落雪事故防止を徹底すること。

○職員総パトロール制を活用し、自宅近隣や通勤途中に発見した危険個所の情報を収集し危険回避策を講ずること。

○国土交通省青森河川国道事務所からの呼びかけに対応し、大雪による渋滞緩和のため、不要不急の外出を控え、全庁において時差出勤を可能な限り実施するとともに、テレワークを積極的に実施すること。